

<以下仮訳ですので、ご使用にあたっては原文をご確認ください>

輸出入商品の抜取検査管理弁法（2018年改訂版）

公布時間：2020-10-30 18:26 出典：税関総局

輸出入商品の抜取検査管理弁法

（本弁法は2002年12月31日に国家品質監督検査検疫総局令第39号により公布され、2018年4月28日の税関総局令第238号<<規章の部分改訂に関する税関総局の決定>>に従って改訂した。）

第1章 総則

第1条（制定目的）

輸出入商品の抜取検査業務を強化し、輸出入商品の抜取検査を標準化し、社会公共の利益を保護する為に、<<中華人民共和国輸出入商品検査法>>（以下<<商検法>>と略称する）及びその関連施行条例の規定に基づき、本弁法を制定する

第2条（本弁法での輸出入商品）

本弁法で呼称している“輸出入商品”とは、<<商検法>>の規定に従って検査を実施しなければならない輸出入商品以外の輸出入商品を指す。

第3条（抜取検査の要点）

抜取検査の要点は、安全、健康、環境保護であり、国内外の消費者からの苦情が多く、返品数量が多い、比較的重大な品質事故を起こしたことがある、及び国内外の新しい特別な技術的要件を持つ輸出入商品について重点的に行う。

第4条（税関総局の職責）

税関総局は、輸出入商品抜取検査業務の全国的な統一管理を行い、抜取検査の対象となる輸出入商品の種類の決定、調整及び公布を行う。管轄税関は、その管轄地区の輸出入商品の抜取検査作業の管理と組織的实施に責任を負う。

第5条（税関総局の抜取検査結果対応）

税関総局は状況に応じて、抜取検査結果を公布し、警告通知を発行し、必要な予防措置を講じ、関係部門に対して抜取検査の状況を通報する。

第6条（評価基準）

輸出入商品の抜取検査項目の適合性評価基準は、国家技術規範の必須要件、或いは税関総局が指定したその他の関連技術要件に基づく。

第7条（検査費用）

税関が実施する輸出入商品の抜取検査は、抜取検査の対象となる組織体から検査費用を徴収してはならず、必要経費は年次抽出検査特別事業予算に含まれる。

第8条（関連部門、被検査組織体の役割）

関連する各部門は、税関の抜取検査作業を支援しなければならない。抜取検査の対象となる組織体は、抜取検査に協力し、妨害してはならず、且つ必要な作業条件を提供しなければならない。税関は、貿易促進原則に従い、抜取検査を科学的に組織、実施する；抜取検査商品の種類と範囲を恣意的に拡大してはならず、その場合、企業は抜取検査を拒否する

権利を有する。

第9条（検査職員の義務）

抜取検査実施に係る税関職員は、法律を厳守し、公平に行動しなければならない。そして、被抜取検査組織体に対して、抜取検査商品の種類、及び被抜取検査組織体の生産技術、営業秘密の守秘義務がある。

第2章 抜取検査

第10条（抜取検査計画）

税関総局は、商品名、検査基準、サンプリング要件、試験項目、判断基準、実施時間等を含む輸出入商品の抜取検査計画を毎年策定し、発行する。必要に応じて、抜取検査計画を予め調整する或いは特別な輸出入商品抜取検査計画を発行する。

第11条（管轄税関の計画案）

管轄税関の抜取検査計画は、必要な調査の後、地域の輸出入商品に関連する実際の状況と組み合わせて、抜取検査実施対象となる組織体を決定し、具体的な実施計画を策定し、税関総局に計画案を報告する。

第12条（管轄税関による検査実施）

管轄税関は、抜取検査作業に対する統一された展開と要件に従って、該当地域での抜取検査を誠実に組織し実施しなければならない。

第13条（抜取検査の手順）

現場で抜取検査を実施する時は、2名以上（2名を含む）の人員が参加しなければならない。抜取検査担当者は、抜取検査の前に抜取検査通知書と法執行証明書を提示し、被抜取検査対象組織体に対して輸出入商品の抜取検査に関連する国家规定及び要件を説明しなければならない。関連書類が要件を満たしていない場合、被抜取検査対象組織体は抜取検査を拒否する権利を有する。

第14条（サンプリング場所）

抜取検査の対象となる輸入品の場合、税関は荷降ろし港、到着駅、或いは輸入品受取組織体の所在場所でサンプリングする。

抜取検査の対象となる輸出品の場合、税関は輸出品の生産組織、貨物集荷配送場所、或いは出荷港でサンプリングする。

第15条（抜取サンプル）

輸出入商品の抜取サンプルは、被抜取検査組織から無償提供とする。サンプルはランダムに抜取りされなければならない、ある程度の代表性を備えていなければならない。サンプルと予備サンプルの数量は、サンプリング要件と検査の合理的要求量を超えてはならない。

第16条（サンプリング表）

サンプリング後、抜取検査担当者はサンプルを封印し、サンプリング記録表に記入しなければならない。サンプリング表は、サンプリング者と被検査対象組織代表者が署名し、且つ被検査対象組織の公章を押印しなければならない。特別な事情がある場合は、税関が確認する。

第17条（運べないサンプルの場合）

携帯できない密封されたサンプルについては、抜取検査担当者が被抜取検査組織に対して、指定された場所に、規定された期限内に郵送又は送付するように要求することができる。被抜取検査組織は正当な理由なしに拒否することはできない。

第18条（輸入品の技術仕様等）

販売者は、抜取検査の対象となる輸入商品の技術仕様、販売状況を供給者に速やかに通知し、税関に対して説明できるようにしなければならない。

第19条（試験検査機関の責務）

抜取検査を実施する試験機関は、対応する試験資格と能力を備えていなければならない。試験検査機関は、規定の基準を厳守して試験検査を行わなければならない。許可なく検査項目を下請けに出すことは固く禁じられており、検査データに対して守秘義務を負う。

第20条（試験検査機関による記録保持）

試験検査機関は、サンプルを受領した後、サンプルの数量、状態がサンプリング記録表の記録と一致しているかを確認し、規定時間内にサンプルの試験検査を完了しなければならない。試験検査したサンプルの元記録は適切に保管されなければならない。

第21条（試験検査報告書の内容）

試験検査報告の検査基準、検査項目は、抜取検査の要件と一致していなければならない。試験検査報告は、完全な内容、正確なデータ、及び結論が明確でなければならない。試験検査機関は、規定期限内に検査報告書を税関に送付しなければならない。

第22条（試験残余サンプルの処置）

試験残余サンプルについて、試験検査機関が被抜取検査組織に、規定期限内に回収するように通知しなければならない； 期限内に回収しなかった場合は、税関が処理する。

第23条（検査報告書の提出）

管轄税関は、抜取検査業務が完了した後、規定期限内に抜取検査結果を報告し、且つ抜取検査の状況や結果などの関連資料を纏めて保管し、同意なしに、抜取検査の結果及び関連資料を外部に漏洩してはならない。

第3章 監督管理

第24条（抜取検査結果の通知）

管轄税関は、抜取検査結果、警告通知等を、当地域の関連部門及び企業に適時、通知し、関連輸出企業の製品品質向上の指導及び支援を行い、関連輸入業者が発生する可能性のあるリスクを防止する必要な措置を講じるよう支援しなければならない。

第25条（輸入商品の検査結果後の処置）

税関による抜取検査に合格した輸入商品には、抜取検査状況通知書が発行される； 不合格となった輸入商品は、抜取検査不合格書が発行され、次の処理を行う：

- (1) 外国にクレームを出す必要がある輸入品の場合、荷受人は税関に検査証明を申請できる； クレームのみが必要で、交換又は返品が不要な場合、荷受人は一定量の実物又はサンプルを保存しなければならない； 外国に交換又は返品を要求する必要がある場合、荷受人は輸入商品を適切に保管し、クレームが解決する前に移動してはならない。
- (2) 抜取検査不合格の輸入商品は、税関の監督下に技術的処理を行い、再検査に合格した

後にのみ販売又は使用することができる。； 技術的処理が実施できないか又は技術的処理後も不合格の場合、税関は当事者に商品の返品又は破棄を命じる。

第26条（輸出商品の検査結果後の処置）

税関による抜取検査に合格した輸出商品には、抜取検査状況通知書が発行される。； 不合格の場合、抜取検査不合格通知書が発行され、税関の監督下で技術的処理を行い、再試験に合格した後にのみ輸出が許可される。； 技術的処理を実施できない場合又は技術的処理後の再試験で不合格の場合、輸出は許可されない。

第27条（検査拒否への対応）

正当な理由なしに抜取検査を拒否、及び密封サンプルを郵送又は送付しない組織は、其の製品を不合格と見なす。抜取検査を受けることを拒否した企業は、関連規定に従って、公開される。

第28条（同一ロットの重複検査の禁止）

税関は、同一ロット商品に対して重複して抜取検査を実施してはならず、被抜取検査対象組織は、抜取検査に関する証明書を適切に保持しなければならない。

第29条（異議申し立て）

被抜取検査組織が税関による抜取検査結果に対して異議がある場合、<<輸出入商品再検査弁法>>に従って、再検査を申請することができる。

第30条（本弁法違反時の処置）

本弁法の規定に違反した場合、<<商検法>>及びその実施条例の関連規定に従って処理される。

第4章 附則

第31条（解釈責任）

本弁法は、税関総局が解釈の責任を負う。

第32条（施行日）

本弁法は、2003年2月1日から施行する。旧国家輸出入商品検査局によって1994年4月5日に公布された<<輸出入商品抜取検査管理弁法>>は同時に廃止する。